

薬剤師賠償責任保険加入のご案内

薬剤師賠償責任保険は、日薬正会員である薬剤師の皆様が安心して日々の業務に専念できるよう、薬剤師業務における偶然な事故によって、被害者に対して法律上の賠償責任を負うことにより被る損害に対して保険金が支払われる制度です。

この薬剤師賠償責任保険の保険料につきましては、本会と株式会社損害保険ジャパンとの団体契約のため、大変合理的な設定となっております。

本パンフレットをご一読いただき、業務上の偶然な賠償事故に備えるために、この薬剤師賠償責任保険に是非ともご加入ください。

保険期間と保険料

(1) 保険期間 平成22年2月15日午後4時からの1年間〔申込み締切日2月5日〕

中途加入については、毎月1日または15日の2回のご加入となります。

①申込み締切日：毎月5日（郵便局受付日）で当月15日からご加入

②申込み締切日：毎月20日（郵便局受付日）で翌月1日からご加入

保険期間は、毎月1日、または15日の午後4時から平成23年2月15日午後4時までの保険期間となります。

(2) 保険料

①薬剤師契約（個々の薬剤師の業務により生じた偶然な事故に対する賠償責任保険の契約）

	年間保険料	中途加入保険料		
加入日	2月15日	3月1日～6月1日	6月15日～10月1日	10月15日～2月1日
申込締切日	2月5日	毎月5日・20日	毎月5日・20日	毎月5日・20日
年間保険料	1,950円	1,950円	1,300円	650円

②薬局契約（開設者（個人・法人）、もしくは管理薬剤師としての責任を問われた場合に対する賠償責任保険契約）

		年間保険料	中途加入保険料		
加入日		2月15日	3月1日～6月1日	6月15日～10月1日	10月15日～2月1日
申込締切日		2月5日	毎月5日・20日	毎月5日・20日	毎月5日・20日
従業員数	1名	3,600円	3,600円	2,400円	1,200円
	2名	3,750円	3,750円	2,500円	1,250円
	3名	3,900円	3,900円	2,600円	1,300円
	4名	4,050円	4,050円	2,700円	1,350円
	5名以上	4,200円	4,200円	2,800円	1,400円

注)

- 従業員数は、加入者ご本人、当該店舗に勤務する薬剤師・非薬剤師（パートを含みます。）の合計人数（保険加入時点）です。また、加入日以降の従業員増減による保険料の追加徴収・返金はありません。
- 従業員数1名とは開設者または管理薬剤師のみの店舗で、他の従業員（薬剤師以外の従業員も）がいない場合です。
- 法人として複数店舗を開設している場合の薬局契約は、日薬正会員であるそれぞれの店舗の管理薬剤師の方がご加入ください。
- 薬局契約の保険料には、加入された開設者（個人・法人）もしくは管理薬剤師の方の薬剤師契約分の保険料を含んでいます。
- ③のQ&Aもご参照ください。

1 保険の内容と種類

薬剤師契約

〔個々の薬剤師の業務により保険期間中に生じた偶然な事故に対する賠償責任保険契約〕

薬剤師は、高度な専門知識および技能を持ってその業務に従事する薬の専門職という性格から、その業務上偶然生じた過誤により、薬剤師個人として、患者・消費者に対して法律上、当事者としての賠償責任を問われることがあります。薬剤師契約は、**薬剤師として当事者責任に備える**ための保険です。薬剤師が行った医薬品・商品等の販売または、業務遂行上の行為により、保険期間中に他人の生命もしくは身体を害し、もしくは、財産を損壊したため、法律上の損害賠償責任が生じた場合、薬剤師が支払わなければならない損害賠償金および費用（訴訟費用等）をお支払いします。ただし、1回の事故につき、損害賠償金は、保険金額を限度とします。

薬剤師契約は原則、自宅住所でお申し込みください。

(1) 加入の対象者（被保険者）

日薬会員名簿に「薬局」「病院・診療所」「店舗販売業」として登録されている**日薬正会員である薬剤師**（加入申込みに当たっては会員番号が必要です）の方で日薬会員登録されている場所での加入になります。

(2) 対象となる主な事故例

- ・処方せんに記載された薬剤の指示を読み間違え、10倍量を調剤し患者に渡してしまった。服用した患者の身体に異常が発生し、治療を要した。その結果、調剤した薬剤師が賠償請求を受けた。
- ・服薬指導において、患者に誤った服用方法を指示してしまい、薬を服用した患者の容態が悪化し、治療を要した。その結果、当該薬剤師が賠償請求を受けた（**医薬品の販売または授与の有無は問いません**）。
- ・店内で商品を陳列している際に、患者に接触しケガを負わせてしまい、当該薬剤師が賠償請求を受けた。

(3) 補償内容および保険金額

補償内容（対象となる事故）	保険金額（補償限度額）	
	1事故につき	1年間につき
＜医薬品・商品等に係わる法律上の賠償事故＞ ・加入者本人が調剤した医薬品や販売した商品等に係わる事故 ・加入者本人が患者・消費者に対して行った情報提供により生じた事故	1.5億円	4.5億円
＜業務遂行中の法律上の賠償事故＞ ・加入者本人が患者・消費者に身体障害を負わせたり、死亡させた事故 ・加入者本人が患者・消費者の財物を損傷した事故 ・加入者本人が患者・消費者から預かった財物を損傷した事故	対人1名につき 3,000万円	対人1事故につき 1億円
	対物1事故につき 750万円	預かった財物に関する事故 50万円

注1. 上記補償については、「預った財物に関する事故」を除き、1事故につき1,000円を自己負担していただきます。「預った財物に関する事故」については、1事故につき5,000円を自己負担していただきます。

注2. 「預った財物に関する事故」で保険金をお支払いした場合には、お支払いした保険金の額を控除した残額をもって、その事故発生日以降の保険期間におけるこの「受託物」の補償限度額とします。

【お支払いする保険金】 (1)法律上の損害賠償金 ①身体賠償事故の場合 治療費、休業損失、慰謝料
②財物賠償事故の場合 修理費など
(2)被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
(3)訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士報酬など
(損保ジャパンの事前の承認が必要です)
ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

薬局契約

〔開設者（個人、法人）もしくは管理薬剤師が責任を問われた場合に対する賠償責任保険契約〕

開設者（個人、法人）もしくは管理薬剤師の立場にある会員の皆様方については、使用者もしくは監督者としての責任も生じるため、その業務上、保険期間中に従業員が起こした偶然な事故により、患者・消費者に対して法律上、賠償責任を問われることがあります。薬局契約は、**開設者（個人、法人）もしくは管理薬剤師としての責任に備える**ための保険です。

開設者（個人・法人）もしくは管理薬剤師、または従業員が行った商品等の販売、業務遂行上の行為、施設等に起因した事故により、保険期間中に他人の生命もしくは身体を害し、もしくは、財産を損壊したため、法律上の損害賠償責任が生じた場合に、被保険者が支払わなければならない損害賠償金および費用（訴訟費用等）をお支払いします。ただし、1回の事故につき、損害賠償金は保険金額を限度とします。

(1) 加入の対象者（被保険者）

日薬会員名簿に薬局、店舗販売業の個人の「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」として登録されている**日薬正会員**（薬剤師の会員）の方で日薬会員登録されている場所での加入になります。

複数店舗を開設している場合は、日薬正会員であるそれぞれの店舗の管理薬剤師

(2) 対象となる主な事故例

※薬剤師の従業員については、前ページの事故例も含まれます。

- ・従業員が、患者・消費者に医薬品、医薬部外品、健康食品等を渡す際に誤った説明をしてしまい、服用・使用した患者・消費者に偶然の症状が発生し、治療を要した。その結果、当該店舗の使用者もしくは監督者が賠償請求を受けた。
- ・店舗内の床が濡れていたため、患者・消費者が足を滑らせ転倒しケガをした。その結果、当該店舗の使用者もしくは監督者が賠償請求を受けた。

(3) 補償内容および保険金額

※前ページの薬剤師契約に下記の補償が加わります。

補償内容（対象となる事故）	保険金額（補償限度額）		
〈従業員による商品等に係わる事故〉 ・薬剤師が調剤した医薬品に係わる事故 ・従業員が取り扱った商品等に係わる事故 ・従業員が患者・消費者に対して行った商品の説明により生じた事故	1事故につき	1年間につき	
	1.5億円	4.5億円	
〈従業員の業務遂行中の法律上の賠償事故〉 ・従業員が患者・消費者に身体障害を負わせたり、死亡させた事故 ・従業員が患者・消費者の財物を損傷した事故 ・従業員が患者・消費者から預かった財物を損傷した事故	対人1名につき	対人1事故につき	
	3,000万円	1億円	
	対物1事故につき	預かった財物に関する事故	
	750万円	50万円	
〈施設・設備に起因する事故〉 ・当該店舗の建物・設備に起因して生じた事故	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき
	3,000万円	1億円	750万円

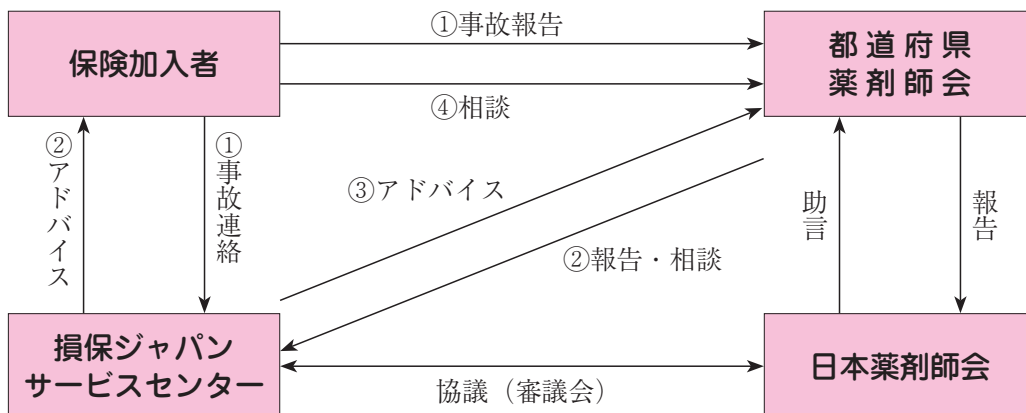
注1. 上記補償については、「預った財物に関する事故」を除き、1事故につき1,000円を自己負担していただきます。「預った財物に関する事故」については、1事故につき5,000円を自己負担していただきます。

注2. 「預った財物に関する事故」で保険金をお支払いした場合には、お支払いした保険金の額を控除した残額をもって、その事故発生日以降の保険期間におけるこの「受託物」の補償限度額とします。

【お支払いする保険金】 (1)法律上の損害賠償金 ①身体賠償事故の場合 治療費、休業損失、慰謝料
②財物賠償事故の場合 修理費など
(2)被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
(3)訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士報酬など
(損保ジャパンの事前の承認が必要です)
ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

薬局契約には加入された開設者（個人・法人）もしくは管理薬剤師の方の薬剤師契約が含まれています。

2 事故発生時の対処のしかた



(1) 事故の連絡

第一報は事故発生後、できるだけ早く損保ジャパンサービスセンターもしくは所属の都道府県薬剤師会へご連絡ください。

被害者の方への最初の対応は不明な点や不安なことが多くあると思います。ご相談を受けた損保ジャパンサービスセンターでは専門担当者につなぎ事故発生時の被害者への対応や円満解決にむけたアドバイスなどをわかりやすくお伝えいたします。ご相談いただく連絡先は新たに送付される被保険者カードに記載されておりますのでご確認ください。合わせて都道府県薬剤師会への事故報告もお願いします。

(2) 被害者（患者・消費者等）への対応

被害者とのご対応においてご加入者にご留意いただきたい点は以下の3つです。

- ①最初の対応が一番重要になります。賠償責任の有無にかかわらず、誠意をもって対応してください。ただし、「保険で支払います」は禁句です。こちら側に賠償責任がない場合でも、安易に請求され、紛争化する恐れがあります。
- ②被害者やその家族をお見舞いし、相手方の言い分をよく聞いてください。専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、軽率な回答をしないような配慮が必要です。
- ③相手側との交渉は、事故を起こした薬剤師または開設者と被害を受けた方との直接の話し合いになります。その際には、随時損保ジャパンサービスセンターおよび所属の都道府県薬剤師会と連絡を取りながら行ってください（一部の自動車保険を除き保険会社はお客さまにかわって示談を行うことはできません）。あらかじめ保険会社の承認を得ないで損害賠償を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払い出来ない場合がありますのでご注意ください。

(3) 損保ジャパンの対応

上記(2)③については、事故報告を受けた損保ジャパンサービスセンターが、今後の対応についてご加入者にアドバイスをし、またご相談も承ります。

(4) 弁護士の依頼

弁護士を必要とする事故の場合は、損保ジャパンサービスセンターよりご紹介することができます。その場合の費用も保険金から支払われます。

【注意】 保険の対象とならない主な場合（薬剤師契約、薬局契約とも）

(1) 医薬品等危険について

- ① 保険加入者（被保険者）が故意、または重過失により法令に違反して製造・販売もしくは引き渡した商品等に起因する賠償責任
- ② 医薬品や商品の不良等により、本来メーカーが持つべき責任を肩代わりしたため、あるいは患者・消費者との間で、約束を取り交わしたために加重された賠償責任
- ③ 欠陥のあった医薬品、医療・介護用具等を取り換え、または修理するために要する費用
- ④ 患者・消費者に直接手渡されず、再び転売された医薬品等によって生じた賠償責任
- ⑤ 保険加入者（被保険者）または従業員が勤務中に被った身体障害
- ⑥ 患者・消費者に身体異常が発生しないで提起された請求
- ⑦ 商品または薬剤師法に定める業務のかしに基づく、商品または業務の目的物の滅失、き損もしくは汚損それ自体の賠償責任
- ⑧ 薬剤師法の規程に違反して行った業務に起因する賠償責任
- ⑨ 名誉き損、または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ⑩ 生産物が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる賠償責任など

(2) 施設危険について

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 自動車（原動付自転車を含みます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家具用器具から排出、漏えい、氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、とい、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任など

(3) 受託物危険について

- ① 受託物の自然の消耗もしくはかしままたは受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またはねずみ食いもしくは虫食いなどに起因する賠償責任
- ② 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、き損、汚損または盗取に起因する賠償責任
- ③ 受託物が貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・き章その他これらに類する物であった場合、その滅失、き損、汚損または盗取に起因する賠償責任

※法律上の損害賠償責任が生じないにかかわらず被害者に支払われた賠償金・見舞金等はお支払いの対象となりません。ご注意ください。

3 保険加入の手続き

同封の郵便払込取扱票をご使用の上、最寄りの郵便局よりお振り込みください。

郵便局で記入します。

カードが届くまではご加入の確認ができる控えとなりますので保険料振込後、大切に保管してください。

00 東京		払込取扱票									
口座記号番号		金額									
001403		千百十萬千百十円 ¥4200									
加入者名		料 金									
※払込人住所氏名・通信欄		備考									
住所		東京 新宿区 四谷3-3-1									
店舗名		ニチャク薬局									
フリガナ		ニチャク タロウ 日薬太郎									
会員氏名		2009215 123456									
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第36580号)		日 附 印									

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

住所等の変更時には、所属都道府県薬剤師会宛、必ず変更届をご提出願います。
※同封の「薬剤師賠償責任保険のご案内」をよくお読みの上、お申込みください。

(注) 自宅 (注) 薬局契約の場合は、店舗の所在地を記入してください。
(郵便番号 160-8389)

(注) 薬剤師契約で、上記欄に自宅住所を記入された方は、記入の必要はありません。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第36580号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号		金額									
001403		千百十萬千百十円 ¥4200									
加入者名		ご依頼人									
社団法人 日本薬剤師会賠償口		おなまえ ニチャク薬局 日薬太郎									
料 金		日 附 印									
消費税込		料 金									
円		備 考									

切り取らないでお出しく下さい。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。

この受領証は、大切に保管してください。

打出し事項に誤りや変更がある場合は訂正してください。さらに所属の都道府県薬剤師会宛に変更届を提出してください。変更届が未提出の場合は、当保険に加入できない場合がありますのでご注意ください。

ご希望の契約種類(薬局契約の場合は従業員数)を○で囲んでください。

- ※日薬を退会されたり、この保険を途中で脱退される場合は、既に振込済の保険料は返金いたしません。
- ※保険料を誤って多く払込みされた場合、その差額から返金に要する費用を差し引いた額をご返金いたします。なお、差額によりご返金出来ない場合もあります。
- ※必要事項が記載されていないか、記載内容が事実と相違していると保険契約が解除となる場合や保険金をお支払い出来ない場合があります。
- ※この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は、必ずお申し出ください。

※保険始期後、約2ヶ月で損保ジャパンよりご契約住所(ご加入時の払込人住所氏名・通信欄記載の住所)に「被保険者カード」(葉書)が直送されます。被保険者カードが届くまでは、振込時に郵便局より発行された受領証を保管しておいてください。

Q&A

Q 1 私は日薬太郎と申します。私は薬剤師であり開設者（日薬会員）ですが、妻も日薬の会員で管理薬剤師です。他の従業員は息子（薬剤師で日薬会員）、息子の嫁（非薬剤師）とその他にパート（非薬剤師）の5名です。この場合、どのような加入方法がありますか？



A 薬剤師賠償責任保険に加入するには次のような方法があります。



開設者の日薬太郎さん又は管理薬剤師である奥さんが薬局契約（店舗規模5名以上）にご加入になれます。薬局契約は、他の従業員が起こした事故により、監督者としての責任も問われたときの保険です。

薬局契約には、あらかじめ加入される方（日薬太郎さん又は奥さんのいずれか一人）の薬剤師契約が含まれています。ただし、その他正会員である薬剤師の方々が薬剤師個人の責任を問われた場合には、薬局契約の補償対象外となります。このような場合には、薬局契約とは別に、あらためてその他正会員である薬剤師の方が薬剤師契約にご加入される必要があります。

Q 2 （Q 1の場合で）息子の嫁はこの保険に入れませんか？

A お嫁さんは、この保険にご加入になれません。ただし、事故を起こした場合、日薬太郎さんあるいは奥さんが薬局契約に加入していれば、保険金支払いの対象となります。

Q 3 薬局契約の従業員数はどの様に数えるのでしょうか？

A 従業員数は、加入者であるご本人を含め、保険にご加入時点の店舗に勤務する全員（薬剤師以外のアルバイト・パートも含みます。）の人数です。

Q 4 薬局契約と薬剤師契約の違いは？

A 薬局契約は、開設者（個人・法人代表者）もしくは管理薬剤師としての責任を問われた場合に対する保険です。よって、店舗に勤務されている管理薬剤師以外の日薬正会員個人に対する責任はこの保険の対象となりません。個人の責任を補償する為には、薬剤師契約へのご加入をおすすめします。なお、薬局契約は、施設・設備に起因する事故も対象となります。

Q 5 実務実習が義務化されたことに伴い、実習生が起こした事故は薬剤師賠償責任保険の対象になりますか？

A 指導薬剤師が加入していれば、指導薬剤師の下で行う実習生の事故については当該保険の対象となります。

4 加入内容の確認ならびに変更

- (1) 保険始期後、約2か月で損保ジャパンよりご契約住所（ご加入時の払込人住所氏名・通信欄記載の住所）に、『被保険者カード』（葉書）が直送されます。被保険者カードが届くまでは、振込時に郵便局より発行された受領証を保管しておいてください。
- (2) 保険加入後に氏名、薬局名に変更があったときは、必ず郵便（ハガキ等）またはFAXで変更・訂正の箇所を日本薬剤師会 賠償責任保険係までご連絡ください。併せて会員登録内容の変更も必要となりますので、所属の都道府県薬剤師会宛に必ず変更届を提出してください。（注：薬局契約にご加入の場合で、管理薬剤師の変更時には、前任の方は無保険の状態になりますのでご注意ください。）また、会員登録内容については、損保ジャパンでは受付られませんのでご注意ください。薬局の住所変更の場合、薬局契約については、原則再度加入し直していただきます。
この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合も、ご連絡をお願いします。ご連絡のないまま、万一事故を起こされた場合、保険金をお支払い出来ないことがありますのでご注意ください。

契約者	〒160-8389 東京都新宿区四谷三丁目3-1 富士・国保連ビル 社団法人 日本薬剤師会（賠償責任保険係） 電話 03（3353）1190（直通） FAX 03（3353）6270
事故発生時の連絡	被保険者カード記載の損保ジャパンサービスセンターもしくは所属の都道府県薬剤師会
引受保険会社	〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 株式会社 損害保険ジャパン 医療・福祉開発部第一課 電話 03（3348）7629 FAX 03（3348）0594

※本リーフレットは、概要を説明したものであります。詳しい内容につきましては、上記までお問い合わせください。

※引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

※個人情報の取扱いについて

保険契約者である（社）日本薬剤師会は、本契約に関する個人情報を、所属の都道府県薬剤師会及び引受保険会社である（株）損害保険ジャパンに提供します。

（株）損害保険ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的の範囲で利用を行い、その他の目的で利用することはありません。詳細につきましては、同社のホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。お問合せ先までお問い合わせ願います。お申込みされる際には、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。